

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

○ 主な取組

- ・ 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

【施策番号52】

厚生労働省においては、児童相談所が夜間・休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制を整備するための予算補助を行っており、平成29年3月現在、全ての児童相談所で24時間・365日対応できる体制が確保されている（69自治体、210か所）。

- ・ 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

【施策番号54】

平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子供等（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会の多い病院、診療所、児童福祉施設、学校等は、要支援児童等と思われる者を把握した場合、当該者の情報を所在地の市町村に提供するように努めなければならないこととされるとともに、子供の医療、福祉又は教育に係る機関等は、児童相談所等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとされた。これらの改正を踏まえ、各機関は、情報連携の充実を図っている。

また、地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子供等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、

警察等の関係機関と要保護児童やその保護者等に関する情報共有や、支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携の下で対応している。同協議会は、28年4月現在、99.2%の市町村で設置されている。

- ・ 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

【施策番号55】

文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるように、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置及び緊急支援のための派遣に対して補助を行っている。平成28年度においては、スクールカウンセラーを小・中学校等に適切に配置できる経費（2万5,500校分）を予算措置した。また、教育分野に関する知識に加えて、福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対して補助を行っている。28年度においては、スクールソーシャルワーカーを小・中・高等学校のために配置する経費（3,047人分）を予算措置した。

- ・ 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

【施策番号58】

警察においては、平成28年4月現在、37都道府県警察で134名（うち臨床心理士82名）の部内カウンセラーを配置するとともに、13都府県警察でカウンセリング費用の公費負担制度を運用している。

警察におけるカウンセリングの様子



・ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号65】

警察庁においては、各都道府県警察において行っている性犯罪被害の電話相談について、平成29年度予算で性犯罪被害者相談電話番号の統一化に要する経費を新たに予算措置し、全国共通の短縮ダイヤル番号（#4桁番号）を導入することにより、性犯罪被害者が相談しやすい環境の構築を図ることとしている。

コラム2

性犯罪・性暴力被害者支援交付金

内閣府では、都道府県によるワンストップ支援センターを活用した性犯罪・性暴力被害者支援の取組を促進するため、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を創設した。この交付金は、性犯罪等の被害を受けた被害者が心身共に回復するための支援を可能な限り1か所で提供するワンストップ支援センターの整備を各都道府県に促すとともに、その安定した運営を図ることを目的としており、主な対象経費は、次のとおりである。

内閣府では、本交付金の創設により、都道府県による性犯罪・性暴力被害者支援の取組を加速することとしている。

○ 相談センターの運営に要する経費

性犯罪・性暴力の被害者から相談を受ける相談センターの運営に要する経費で、支援者（相談員等）の person 費、施設借料や備品費等のほか、被害者を関係機関・団体等につなぐための同行支援時の交通費や person 費等に要する経費を対象とする。

○ 支援者及び産婦人科医療従事者（産婦人科医、看護師）の研修に要する経費

ワンストップ支援センターの核となる機能（相談、コーディネート*及び産婦人科医療）を担う支援者及び産婦人科医療従事者（産婦人科医、看護師）に対する研修に要する経費を対象とする。

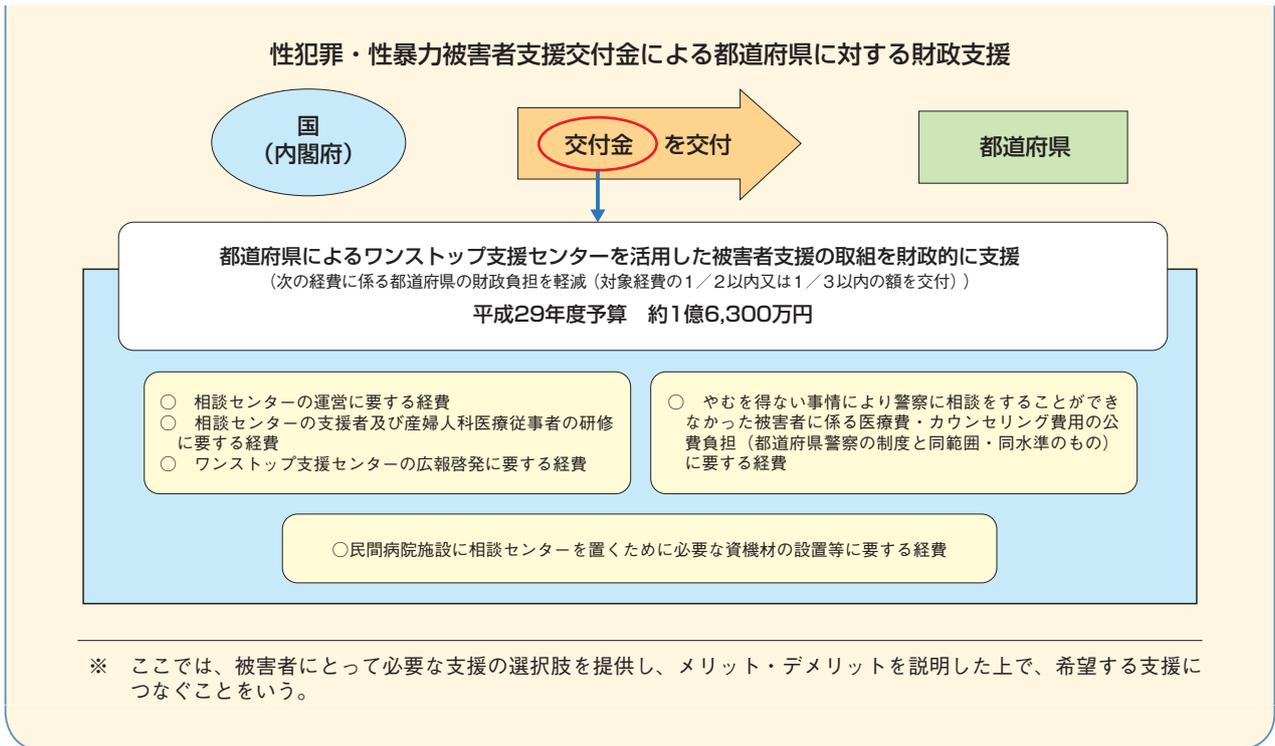
○ ワンストップ支援センターの広報啓発に要する経費

○ 医療費・カウンセリング費用

やむを得ない事情により警察に相談をすることができない被害者で、都道府県警察による公費負担制度が適用されない場合、同制度と同範囲・同水準で都道府県が公費負担をした医療費・カウンセリング費用を対象とする。

○ 拠点病院化に必要な資機材の設置等に要する経費

ワンストップ支援センターの拠点病院とするため、民間の病院施設内に相談センターを置く際、必要となる資機材の設置等に要する経費を対象とする。



2 安全の確保(基本法第15条関係)

○ 主な取組

・ 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号80】

法務省・検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度、平成28年に改正・施行された刑事訴訟法により導入された、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏

名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどする措置をとることができる制度等について、円滑な運用に取り組んでいる。また、会議や研修等の機会を通じて検察官等への周知に努めている。

更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報適切に管理するよう会議や研修等の機会を通じて周知徹底を図っている。

コラム3

▶ 児童相談所全国共通ダイヤル(189)

児童相談所全国共通ダイヤルとは、児童虐待やそのおそれのある事案を発見したとき等に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号であり、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送する仕組みとなっている。

平成27年7月からは、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけたとき等に、ためらわずに『いちはやく』児童相談所に通告・相談ができるように、これまで10桁であった番号を3桁番号(189)に変更したことから、通話件数(入電数)が大幅に増加している。さらに、28年4月、児童相談所に電話がつながるまでの音声ガイダンスを約70秒から約30秒に短縮したことに伴い、実際に児童相談所までつながった件数の割合(接続率)も改善している。

児童相談所全国共通ダイヤルは、児童虐待に限らず、出産・子育てに関する悩み等の相談も受け付けている。通告・相談をした方及びその内容に関する秘密は守られ、また、匿名で行うこともできる。

詳細は、厚生労働省ウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/>) を参照。

・再被害の防止に資する適切な加害者処遇

【施策番号94】

警察においては、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る保護観察付執行猶予者について、保護観察所との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握し、必要な措置を講じている。平成28年6月に刑の一部の執行猶予制度が導入されることに伴い、警察庁においては、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について」（28年5月31日付け警察庁生活安全局長等通達）を发出し、情報共有の対象を仮釈放者等にまで拡大するなどし、保護観察所との更なる連携を推進している。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

○ 主な取組

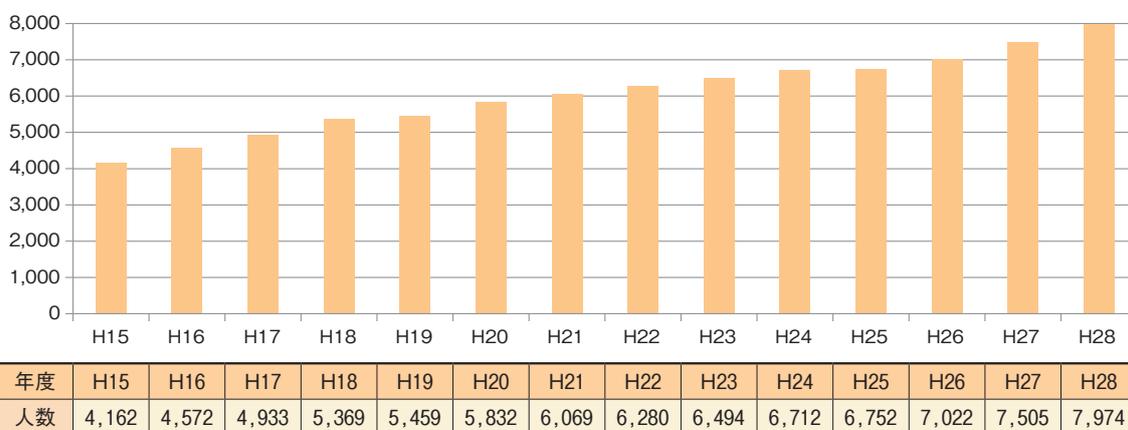
・女性警察官の配置等

【施策番号109】

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等から、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査の研修を行うなどして性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。

平成28年4月現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている女性警察官等は、全国の都道府県警察において7,974名である。

性犯罪指定捜査員等の推移



平成28年4月現在

また、全国の都道府県警察本部の性犯罪捜査担当課に性犯罪捜査指導官の設置

を推進しているほか、同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置等により、

性犯罪捜査に関する指導體制の構築を行っており、28年4月現在、都道府県警察の性犯罪捜査指導係員は295名、うち女性警察官は124名である。

さらに、性犯罪事件の認知後、証拠採取を行うに当たって、性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、証拠採取に必要な用具や当該被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットを、28年4月現在、全国で3,013セット保有し、また、性犯罪事件の被害状況の再現を行う際の性犯罪被害者の精

神的負担を軽減するため、当該被害者の代わりとして使用する性犯罪被害者捜査用ダミー人形を、28年4月現在、全国で2,182体整備している。

このほか、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の積極的な活用や、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療、証拠採取や女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を提供するための連携の強化等を図り、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

被害者支援用車両内の様子（被害者は模擬）



女性医師による診断の様子（被害者は模擬）



・被害児童からの事情聴取における配慮

【施策番号110】

検察庁、警察及び児童相談所等においては、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化しており、具体的には、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討したり、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を進めている。

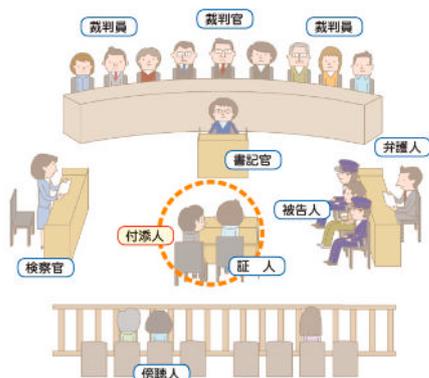
不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にもこれら制度の情報を掲載している。

・ビデオリンク等の措置の適切な運用

【施策番号111】

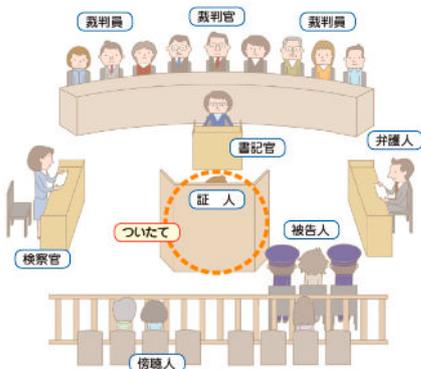
法務省においては、刑事訴訟に関して、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・

証人への付添い



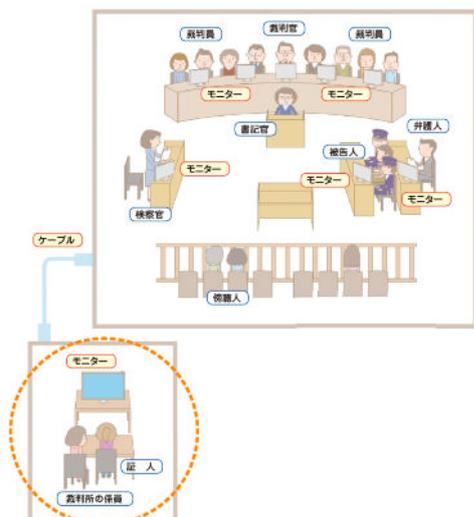
提供：法務省

証人への遮へい



提供：法務省

ビデオリンク方式



提供：法務省

証人の延べ数は1,623人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は303人であった。

証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成24年	121	1,757	288
平成25年	116	1,792	278
平成26年	112	1,661	299
平成27年	141	1,563	290
平成28年	128	1,623	303

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。

提供：法務省

20年4月から、民事訴訟法が一部改正され、民事訴訟において犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい又はビデオリンクの各措置を採ることが認められている。

28年中の民事訴訟における付添い回数は7回、遮へい回数は204回、ビデオリンク回数は17回である（いずれも証人尋問及び当事者尋問の数値であり、各措置を併用した場合であっても、それぞれ各別に1回として計上している）。

平成28年中に、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は128人、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた